

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第3号

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。